

平成28年度分 市・県民税 申告

申告期間
2月12日(金)
▼
3月15日(火)

平成28年度分(平成27年1月～12月の所得にかかるもの)の市・県民税の申告を、各地区の会場で受け付けます。会場と日程は、5ページをご覧ください。
● 問い合わせ 市民税課個人市民税担当
☎(866)2055

■申告が必要な場合

平成28年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次の①～④のいずれかに当てはまるかた。ただし、税務署へ確定申告するかたは、市・県民税の申告は必要ありません

- 1 平成27年中に次の所得があつたかた
自営業や農業などの事業による所得、地代や家賃などの不動産による所得、非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約などによる一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、土地・建物などの譲渡所得 など
- 2 公的年金を受給しているかたで、確定申告はしないが、市・県民税の所得控除を受けようとするかた
- 3 サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかに当てはまるかた
平成27年中に退職した後、再就職していない
年末調整に間に合わなかった(付け忘れた)所得控除を受ける
給与以外に20万円以下の所得があつた
- 4 平成27年中に所得はないが、税の証明書の交付や、市が実施する行政サービスを受けるために申告が必要なかた

■申告に必要なもの

- ① 印鑑と申告書
- ② 給与や公的年金などの平成27年分の源泉徴収票または支払者の証明書
- ③ 事業(農業を含む)や不動産による所得があつたかた▼収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書、収支内訳書(収支内訳書は完成させてください)

* 農業所得者は、戸別所得補償の支払通知、抛出金や補償金などが記載された各種証明書も必要です。

★ 次の④～⑦は平成27年中に支払ったもの

- ④ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・その他社会保険料の領収書または支払金額のわかるもの
- ⑤ 生命保険料・地震保険料控除を受けるかた▼生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料)の控除証明書
- ⑥ 医療費控除を受けるかた▼医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの(合計額を計算してください)
- ⑦ 寄附金税額控除を受けるかた▼寄附先が発行する領収書や寄附金受領証明書など
- ⑧ 障害者控除を受けるかた▼障害者手帳または障害者控除対象者認定書



平成27年分 確定申告

所得税および復興特別所得税
▼2月16日(火)から3月15日(火)まで
贈与税▼3月15日(火)まで
消費税(個人事業者)▼3月31日(木)まで

問い合わせ
秋田南税務署 ☎(832)4121
秋田北税務署 ☎(845)1161

* 確定申告に関する電話は、電話相談センターへおたがぎします。音声案内に従い「0番」を選択してください。

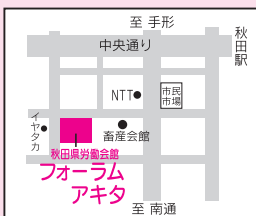
●確定申告書は自宅で作成して郵送できます

申告書作成会場は大変混雑します。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告の提出書類が印刷できますので、自宅での作成に、ぜひご利用ください。

●相談希望のかたは「フォーラムアキタ」へ

会場では「手引き」やパソコンを利用して、ご自分で申告書を作成していただきます。
申告書作成会場▼秋田県労働会館「フォーラムアキタ」(中通六丁目)
申告書作成会場の開設日時▼2月16日(火)から3月15日(火)までの平日と、2月21日(日)・28日(日)、午前9時～午後4時

* 作成会場は大変混雑します。なるべく早い時間帯にお越しください。また、会場には専用駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
* 税務署に申告書作成会場はありません。



自分で書いて、早めに申告！

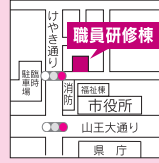
市・県民税の申告日程と会場

時間
午前9時30分～午後3時
(中央地域の市職員研修棟のみ午前9時～)
*正午～午後1時は受け付けを休止します。

*所得税の確定申告は、4ヶ下段の会場で受け付けます。

対象

日程▼**会場**



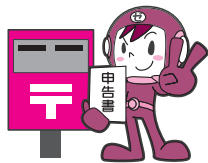
雄和地域のかた	河辺地域のかた	東部地域のかた	南部地域のかた	西部地域のかた	北部地域のかた	中央地域のかた
▼3月9日(水)～15日(火)の平日 雄和市民サービスセンター	▼3月3日(木)～8日(火)の平日 河辺市民サービスセンター	▼2月26日(金)▼岩見三内地区コミュニティセンター ▼2月29日(月)～3月2日(水) 東部市民サービスセンター	▼2月23日(火)～25日(木) 南部市民サービスセンター	▼2月18日(木)～22日(月)の平日 西部市民サービスセンター	▼2月15日(月)～17日(水) 北部市民サービスセンター	▼2月12日(金)▼北部公民館 2月12日(金)～3月15日(火)の平日 市役所職員研修棟2階第2研修室 *階段の利用が難しいかたは、市役所1階の市民税課へどうぞ。



申告の受付日時は申告書のここに書いてます

昨年の受付期間中に申告したかたで今年も申告が必要と思われるかたへ、1月下旬に「平成28年度分市民税・県民税申告書」をお送りしました。申告書の右下部分(右図参照)に、申告の受付日時を記載しています。ご都合が悪いかたは、ほかの会場でも受け付けます。

なお、いずれの会場も駐車場の台数に限りがあります。乗り合わせや公共交通機関を利用するなど、ご協力をお願いします。



申告の相談がないかたは郵送で提出してください

申告会場が混み合って長時間お待ちせざる場合があります。申告の相談が必要ないかたは、申告書に必要事項を記入し、押印の上、必要書類を添えて、返信用封筒(市から送付した申告書に同封)で3月15日(火)まで郵送してください。なお、書類が足りないかと控除を受けられない場合がありますのでご注意ください。



確定申告書の記入漏れにご注意

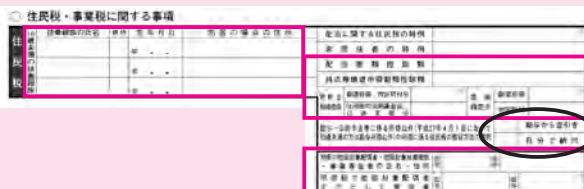
確定申告書の所定の欄(左図の赤枠)に記入漏れがあると、市・県民税の控除等(寄附金税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、16歳未満の扶養親族)が適用されません。

給与所得者は、給与以外の所得にかかる市・県民税の納付方法を選択できます。確定申告書の所定の欄(下図と左図の黒丸枠)に納付方法を記入してください。記入がない場合は、原則、特別徴収(給与からの差し引き)になります。

【確定申告書 A 第二表】



【確定申告書 B 第二表】



確定申告により住宅ローン控除を受けようとするかたへ

住宅ローン控除の平成27年分の適用を受けるには、28年度の個人市・県民税額が通知される前に申告をしてください。通知後に申告した場合、個人市・県民税での住宅借入金等特別税額控除は適用されません。



*勤務先で年末調整により住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている場合、改めて申告の必要はありません。